

大和郡山市芸能文化協会々則

(目的)

第1条 この会は芸能文化をこよなく愛し、その活動を通じ広く市民に芸能文化の普及と啓発を行い、もって本市芸能文化の向上に寄与することを目的とする。

(名称及び事務局)

第2条 この会の名称は大和郡山市芸能文化協会（以下「協会」という。）と称し、事務局を大和郡山市教育委員会内におく。

(構成)

第3条 この協会は、市内在住、在勤の構成員で組織される単位芸能文化団体とする。

2 この協会に次の部を設ける。

(1) 舞踊部 日舞・新舞踊・民舞

(2) 邦楽部 民謡・三味線・大正琴・箏・詩吟・詩舞 等

3 前項の各部は代表として1名の部幹事を選出する。

(事業)

第4条 この協会は第1条に定める目的達成のため、下記の事業を行う。

(1) 芸能祭 通年2回 春と秋に開催。

(2) 発表会 役員会の決定に従い、これを開く。

(3) 芸能習得希望者に対する相談事項。

(4) 芸能教室、研究会等への指導員の派遣。

(5) その他芸能文化に関すること。

[但し、芸能祭、発表会の出演番組は、総会を開いて決定する。]

(役員及び任期)

第5条 この協会に次の役員をおく。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 2名

(3) 会計 1名

(4) 部幹事 2名

2 役員任期は2か年とし、再任を妨げない。

補欠による役員任期は前任者の残任期間とする。

3 この協会に、相談役、顧問をおくことができる。

(役員の仕事)

第6条 役員の仕事は次のとおりとする。

(1) 会長はこの協会を代表し会務を総理する。

(2) 副会長は会長を補佐し、会長の事故があるときはその職務を代行する。

(3) 部幹事は、各部の統轄・行事の計画・実施の責任者となる。

(4) 会計は経理を担当する。

(5) 相談役、顧問は必要に応じて役員会等に出席し会長の諮問に応じる。

(役員を選出)

第7条 役員は次の方法により選出する。

- (1) 会長は役員会の推挙による。
- (2) 副会長、会計、部幹事は役員会において選出し、総会の承認を得るものとする。
- (3) 相談役、顧問は会長が選任し、役員会の承認を得て、総会に報告する。

(監査)

第8条 協会に会計監査を2名おき、会計事務の監査を行う。

- 2 会計監査は役員会において選出し、会長が任命する。
- 3 会計監査の任期は2か年とし、再任を妨げない。

(会議)

第9条 この協会の会議は総会及び役員会とする。

- (1) 総会は、この協会の最高会議で年1回以上開催するものとし役員会は第5条及び第8条に規定する者をもって構成し、必要に応じて開催する。
- (2) 総会、役員会の招集は会長が行う。
- (3) 前項の会議に事務局が出席することができる。
- (4) 会長が必要であると認めたときは臨時に会議を開くことができる。

第10条 会議に付議する事項は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 年間経過の報告に関する事。
- (2) 決算報告に関する事。
- (3) 次年度事業予算に関する事。
- (4) 会則の変更、改定、改廃に関する事。
- (5) その他協会運営に関する事。
- (6) 加入脱退に関する事。

第11条 決議事項は出席者の過半数によるものとする。

(経理)

第12条 この協会の経費は下記のとおりとする。

- (1) 各単位団体からの負担金
- (2) 市より受ける補助金
- (3) 篤志家の寄付金
- (4) その他

第13条 この協会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌3月31日に終わる。

付則 この会則は、昭和30年4月14日から施行する。